平成２４年（フ）第３０８８号
大阪府大東市朋来１丁目32番404号
債務者　西中　浩子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１０４号
大阪市東成区中本４－１－21東さくら園306、住民票上の住所大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ19―302号
債務者　松田　幸枝（旧姓尾上）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４５号
大阪府吹田市千里丘中37番33号、前住所大阪府吹田市清水11番１―409号
債務者　石田加奈子（旧姓立木）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２０１号
大阪府摂津市千里丘東５丁目16番８号
債務者　奥村　里美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２０２号
大阪市住吉区遠里小野２丁目７番20号　ゆうけいハートフル、前住所大阪市西成区山王２丁目10番20―307号
債務者　木挽　次郎
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２１９号
大阪府門真市新橋町16番５号　グレイス辻本310号
債務者　清水　利吉
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２３９号
大阪府東大阪市友井５丁目２番50―601号
債務者　岩本　聡美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２８７号
大阪府門真市下島町12番１号
債務者　清水勇一こと　丁　　勇一
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３４８号
大阪府四條畷市南野５丁目４番19号
債務者　髙橋　康一
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２号
兵庫県加古川市平岡町山之上540番地の１　クロスロード201号、従前の住所兵庫県加古川市野口町坂井71番地の１　ブロードガーデンⅠ―101号
債務者　細谷　知輝
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２６３号
兵庫県加古川市平岡町山之上540番地の１　クロスロード201号、従前の住所兵庫県加古川市野口町坂井71番地の１　ブロードガーデンⅠ―101号
債務者　細谷　真理
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２１号
福岡県久留米市大善寺南２丁目８番700―504号
債務者　田中由紀子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１３５号
福岡県久留米市花畑１丁目16番地１　ブリランテ金丸小路107号
債務者　山地　弘文
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１８７号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目47番８号　上山アパート101
債務者　田島　勇二
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３２号
石川県加賀市上野町ケ245　ケアハウス山代温泉ヴィラ、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉北部３丁目120番地
債務者　山谷　進弥
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３３号
石川県加賀市上野町ケ245　ケアハウス山代温泉ヴィラ、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉北部３丁目120番地
債務者　山谷　榮子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月19日まで
金沢地方裁判所小松支部